



令和5年8月24日

見附市発行の督促状において、 バーコードが不鮮明な事案がありました。

本市が発行した督促状の一部で、コンビニエンスストアでの支払いに必要なバーコードの印刷が不鮮明で支払いできないものが発送されました。

今後、このようなことが起きないようにチェック体制等を強化し、再発防止に努めてまいります。

●**内容** 令和5年8月18日発送の「固定資産税・都市計画税」「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」の督促状の一部について、コンビニエンスストアでの支払いに必要なバーコードの印刷が不鮮明なものが発送されました。当督促状については、コンビニエンスストアでの取り扱いが困難な状況です。なお、コンビニエンスストア以外(市役所、金融機関等)では通常どおりお支払いいただけます。

●**原因** 督促状の印刷設定に誤りがあったこと、督促状の内容が正しく印字されているかの確認が不十分であったことによるものです。

●**対象** 196件(対象は令和5年8月18日発送した1560件の一部)
※該当の督促状かどうかについては、市ホームページでご確認いただくか、担当へお問合わせください。

●**対応** 対象者へお詫びと併せて、正しく印刷した納付書(コンビニエンスストアでの取扱期限を令和5年9月2日まで延長したもの)を令和5年8月23日(水)に再発送いたしました。

●**再発防止策** 今回の事案をふまえ、作業手順の見直しを行い、職員への周知徹底を図ります。また、内容が正しく印刷されているか確認を徹底します。

【本件の問合せ先】

市民税務課 ☎ (0258) 62-1700 (内線120)

送信枚数 1 枚(この表紙含む)

発信者：見附市役所 企画調整課 秘書広報室 野村(内線316)

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006

